

「心の教育の在り方」 中教審が中間報告

三月三十一日、中央教育審議会が「新しい時代を拓く心を育てるために」と題する中間報告を文部大臣に提出した。

「幼児期からの心の教育の在り方」についての諮問に応えたもの。報告は四章からなり、子どもが「生きる力」を身につけるために、家庭・地域社会・学校それぞれが取り組むべき事項を、八六項目によぶ提言の形で求めている。

第三章は行政や地域に対して「家庭教育への支援」や「自然体験プログラムの提供」などを求め、また、テレビ番組の視聴を親の判断で規制するための「Vチップ制度」の導入などの提言である。

第四章は「心を育てる場として学校

教育を見直そう」というタイトルだが、やりなどの感性や心をはぐくむ取り組みを進めるべきだが、大人社会のモラルの低下で「次世代を育てる心を失う危機」に直面していると指摘する。第一章は、家庭に対する提言。こ

れではまず、父親の果たす役割・努力が不十分だとし、もつと家庭での役割を果たすよう求め、さらに「会話を増やし家庭の絆を深めよう」「自分の子だけよければよいという考え方をやめよう」「子どもに我慢を覚えさせよう」など、家庭のあり方や仕付けにまで細かく立ち入って「親の心得」を説いている。

児期から子どもの平均値や相対的な順位にとらわれることをやめよう」「子どもの生活に時間とゆとりを与えて、「父親の影響力を大切にしよう」など、たしかに大切なことも書かれているが、親や教師たちは、実はそのことができないで悩んでいるのだ。今の子どもが何に「ムカツキ」何で「イライラ」しているのかの分析こそが必要であろう。

学校教育についていえば、「管理と競争」の教育政策が子どもに心の成長を妨げてきたことを真摯に反省すべきなのである。その上で、子どもの成長と発達を中心に入れた学校教育を求めて、そのあり方への模索に着手すべきである。

(片岡 弘)

「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」のまとめ

「子どもの権利委員会」での本審査の概要

1998年5月27日および28日の両日、合計9時間にわたって、スイス・ジュネーブの欧洲国連本部第8会議室で開かれた第18回「子どもの権利委員会」において、日本政府報告に対する審査が行われた。審査の議長は、両日ともイスラエルのカープ委員が勤めた。出席委員は、そのほかに、27日は、ラバー（レバノン）、パルメ（ノルウェー）、サンデンバーグ（ブラジル）、コロソフ（ロシア）、フルチ（イタリア）の各委員、28日にはウェドラゴ（）委員が加わった。日本政府は、赤尾国連全権大使（今回の日本政府代表団団長）をはじめ、外務省人権難民課課長の貝谷氏ほか23名の大代表団で臨んだ。なお、「つくる会」からは、約50名の関係者が本審査を傍聴した。また、27日および28日の昼休み終了前の午後2時30分から各30分間、日本からの子ども3名（DCI日本支部21世紀委員会のメンバー3名と同事務局長）がプレゼンテーションを行った。

本審査に先立って、26日午後には、「つくる会」の事前の申し出により、昨年10月14日に行われた予備審査の記憶を新たにし、情報を補充するために、「つくる会」、日弁連、人権連の3団体の代表を中心、2時から1時間の特別予備審査が行われた。

本審査は、27日午前10時～午後1時に条約の一般的措置について、午後3時～6時に子どもの定義、一般原則について、および28日午前10時～午後1時に市民的自由、家庭環境・代替的監護、健康・教育、特別保護措置、各委員の最終所見について、行われた。

全般的にみて、各委員は、市民・NGOの報告書をよく読み込んでおり、経済的に豊かな国、日本社会の子どものおかれたり権利状況を踏まえたきわめて鋭い質問をしたのに対して、日本政府代表は、すでに国連に提出した初回報告書および「質問リスト」に対する回答書を、ゆっくりゆっくり読み上げるという、まるで国会の答弁のような回答を行った。議長および他の委員から「すでに提出した文書を読み上げるのではなくて、委員の質問にしっかりと答えなさい」と幾度となく苦言を呈された。時間切れで少年司法等の重要な問題に対する審査は十分に行われなかつた。政府は、残された問題に対する文書回答を求められた。また、日本政府は、国連の公用語でない日本語で回答するという不誠実な対応をし、しかもその通訳はきわめて不正確で、委員のひんしゅくをかった。今回の日本政府代表団の態度には、日本の子どもの権利に関して、委員との建設的な対話を試みようとする気持ちなど、みじんもみられなかつた。

以下には、審査で委員から質問のあつたいくつかを列挙するにとどめる。審査の模様については、7月1・2日の「つくる会」総会で、その内容と評価を詳細に報告することにしたい。

1. 一般的措置との関連

(1) 日本国政府は、子どもの保護を強調するが、「子どもの権利条約」は子どもを保護の客体から権利の主体にしたのであって、その点をどのように考えているか

(2) 署名から批准まで4年もかかっているが、どうしてか

(3) 報告書の作成過程で、NGOの意見を探り入れたか。政府はNGOの参加に協力的でなかつたのではないか

(4) これだけの大代表団なのに、なぜ女性の代表がこんなに少ないのか。女性の参加が進んでいないのではないか

(5) 子どもの人権専門委員制度は、その独立性、財源、子どものアクセスの容易性等について、十分に機能していないのではないか

(6) 日本の裁判所は、条約を積極的に適用していないのではないか

(7) マイノリティーに対する差別、特に

在日朝鮮・韓国人に対する差別はどうなっているか

(8) 条約の普及努めたか。T Vで広報したか

(9) 日本政府の理屈からすれば、37条Cの留保は撤回されるべきではないか

(10) 福祉や子どもの参加を進めるために予算配分を最大限にする努力をしているか

(11) 障害児や自殺などと関連して、条約実施のために包括的にデータを収集することをしていないのではないか

2. 子どもの定義、一般原則

(12) I L O 1 3 8 条を批准しないのはどうしてか

(13) 第3回人権小委員会でも婚外子に対する差別の撤廃が求められているのではないか

(14) 障害児に対する差別の撤廃のために、統合教育をどのように進めているか

(15) 民法の中で子どもの最善の利益を規定していない

(16) 文部事務官通達をみても、子どもの意見表明権の尊重に消極的なのではないか

3. 市民的自由

(17) 体罰といじめについてどのように考えているか、また子どもの参加の欠如がその原因ではないか

(18) 学校において集会結社の自由や政治的活動は認められているのか

(19) 学校において服従を強いることがいじめの原因ではないか

(20) 施設におけるプライバシーの保護はどうなっているか

(21) 教科書の検閲が行われているのではないか

4. 家庭・代替的監護

(22) 父親は家庭での養育に参加できていないのではないか

(23) 民法上、親の権利のみが定められていて、子どもの権利が定められていないことが、親子の対話の欠如や子どもの意見表明権の無視につながっているのではないか

(24) 里親制度をもっと推進すべきではないか

(25) 福祉施設への定期的審査は行われているのか

(26) 施設における体罰、不服申し立て制度について

5. 健康・教育

(27) 娩通いや睡眠不足やストレス等で子どもに精神的な障害がでているのではないか、レジャーの権利はどう保障されているか、5日制はほんとうに役立っているのか

(28) 障害児との関連で、定義が国際水準より狭くないか、体罰は、普通学校へ入る機会の保障は？

(29) 学校における性教育はどうなっているか

(30) 教育費が高すぎないか

(31) 体罰、不登校をなくすためにどのような対策がとられているか、それに子どもはどのように参加しているのか

(32) 日本の教育制度はどのような基準で、誰が策定しているのか、親や先生や生徒はそれに参加できるのか、上からの押しつけになっていないか

(33) 指導要領で生徒も先生もあまりにも堅く縛り付けられているのではないか、子どもの権利、独立性を確保し、先生の教育の自由を保障し、民主的な社会を作るために条約をどのようにあ生かしていくかの言質が欲しい

(34) 薬物の使用に対する対策は

(35) 在日朝鮮人の子どもの大学入試資格の障害を取り除く対策は

(36) 学校の役割を見直せ

6. 特別保護措置

(37) 性的搾取に対する対策は

(38) 少年司法との関連で、弁護人の保障はあるのか、身柄拘禁が最後の手段として使われていないのではないか、非行少年に対する厳罰的対応がみられるのではないか、代用監獄について人権委員会の勧告にどう対応しているのか、矯正施設内の子どもの権利保障はどうなっているか